# 山口県国民健康保険運営方針

平成30年2月

山 口 県

# 目 次

# 第1章 方針策定に係る基本的な事項

- 1 目的
- 2 根拠規定
- 3 策定年月日
- 4 対象期間

# 第2章 市町国民健康保険の現状及び将来の見通し

- 1 市町国民健康保険の現状
- 2 市町国民健康保険の将来の見通し
- 3 今後の市町国民健康保険の運営

# 第3章 保険料(税)の標準的な算定方法

- 1 現状
- 2 納付金及び標準保険料率の算定に係る基本的な考え方
- 3 将来的な保険料水準の統一に関する考え方
- 4 納付金の算定方法
- 5 市町村標準保険料率の算定方法
- 6 激変緩和措置

# 第4章 保険料(税)の徴収の適正な実施

- 1 現状
- 2 取組の方向

#### 第5章 保険給付の適正な実施

- 1 現状
- 2 取組の方向

# 第6章 医療に要する費用の適正化

- 1 現状
- 2 取組の方向

# 第7章 広域的及び効率的な運営の推進

- 1 現状
- 2 取組の方向

# 第8章 保健医療サービス施策などとの連携

1 取組の方向

#### ≪資料≫

- 〇 用語集
- 〇 策定までの経緯

# 第1章 方針策定に係る基本的な事項

#### 1 目的

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険の加入者などを除く、全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険における最後の受け皿となっています。しかし、小規模の保険者が多く財政が不安定になりやすいこと、過疎化により小規模の保険者の増加が見込まれること、被保険者の年齢構成や取得分布の美が大きいこと

の保険者の増加が見込まれること、被保険者の年齢構成や所得分布の差が大きいこと、 医療機関の偏在により医療給付の格差を生じていることなど、構造的な問題を抱えています。

また、被保険者の視点に立てば、保険給付は全国共通であるにもかかわらず、保険料(税)は、市町村ごとに異なり、不公平感が生じています。これは、上記の構造的な要因に加え、市町村ごとに保険料(税)の算定方法が異なること、保健事業や医療費適正化対策の取組に違いがあること、一般会計からの法定外繰入金などに起因するものです。

こうした問題に対して、国、都道府県及び市町村の公費投入により保険財政の安定化 や保険料(税)の平準化とともに、国民健康保険事業の共同実施により、効率化・広域 化が図られてきたところでありますが、いまだ十分とはいえません。

このような現状を改善するため、国は、国民健康保険への財政支援の拡充により財政 基盤を強化するとともに、平成30年度(2018年度)から都道府県が国民健康保険 の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な 役割を果たし、市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになりました。

このため、県が市町と一体となって国民健康保険を運営するに当たり、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料(税)の賦課・徴収及び各種保健事業などを共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や事務の効率化を推進できるよう、本方針を策定します。

## 2 根拠規定

本方針は、平成30年(2018年)4月1日から施行される改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2の規定に基づく「都道府県国民健康保険運営方針」であり、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第7条の規定により、県が定めるものです。

#### 3 策定年月日

平成30年 2月 5日

#### 4 対象期間

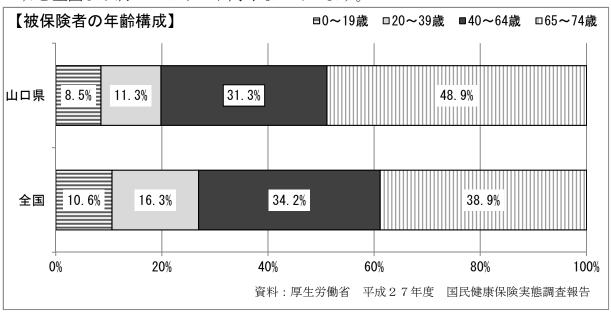
平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とし、必要に応じ、中間年である平成33年(2021年)に見直しを行います。

# 第2章 市町国民健康保険の現状及び将来の見通し

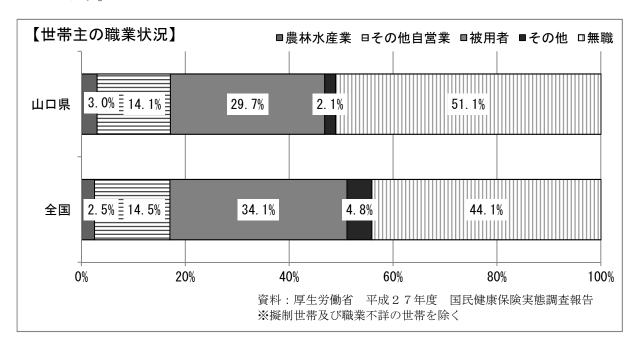
# 1 市町国民健康保険の現状

## (1) 被保険者の状況

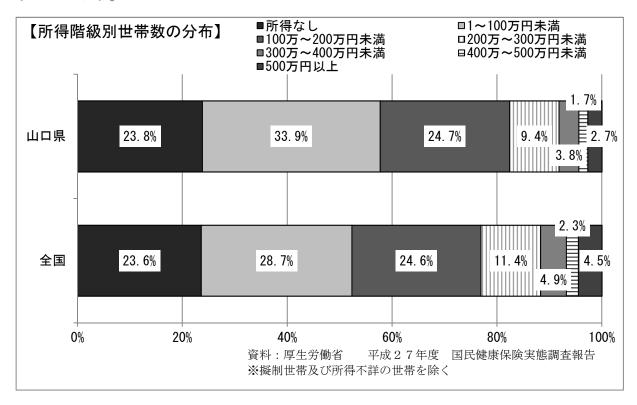
平成27年度現在、被保険者数は約34万人で、本県の全人口の約25%を占めています。また、被保険者の年齢階層別の分布を見ると、構成比は年齢が上がるほど高くなる傾向があり、本県の場合、前期高齢者(65歳以上75歳未満)の割合は48.9%と全国より約10ポイント高くなっています。



世帯主の職業状況を見ると、本県及び全国ともに「無職」「被用者」「その他自営業」の順で多く、本県の場合、「無職」の割合は51.1%と全国より約7ポイント高くなっています。

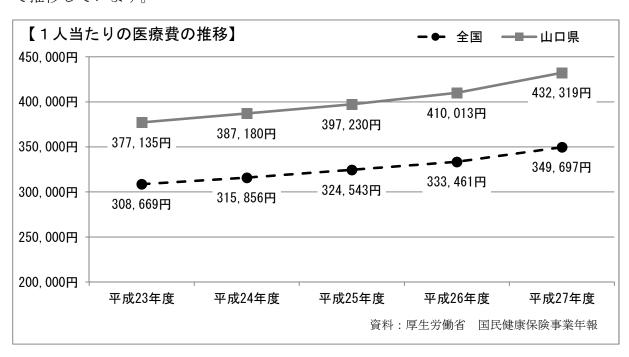


所得階級別の世帯分布を見ると、本県及び全国ともに所得が100万円未満の世帯が50%を超えており、本県の場合、57.7%と全国より約5ポイント高い分布となっています。

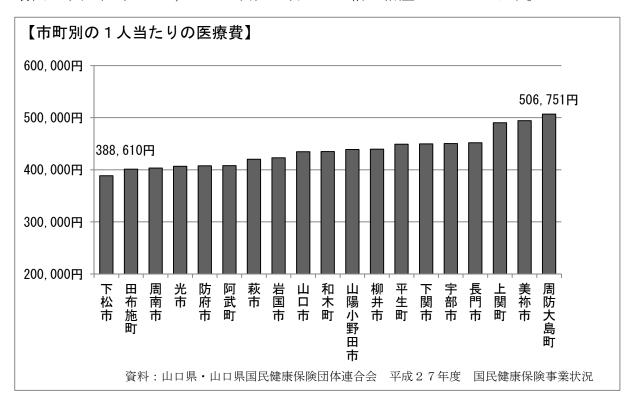


# (2) 医療費の状況

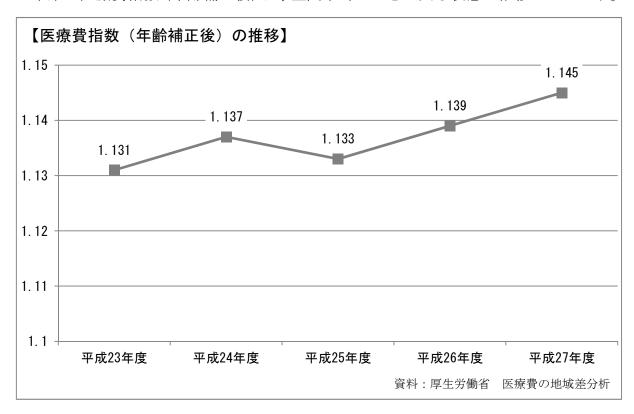
被保険者の1人当たりの医療費は、高齢化や医療技術の高度化などに伴い、本県及び全国ともに年々増加する傾向にあり、本県の場合、全国より約7~8万円高い水準で推移しています。



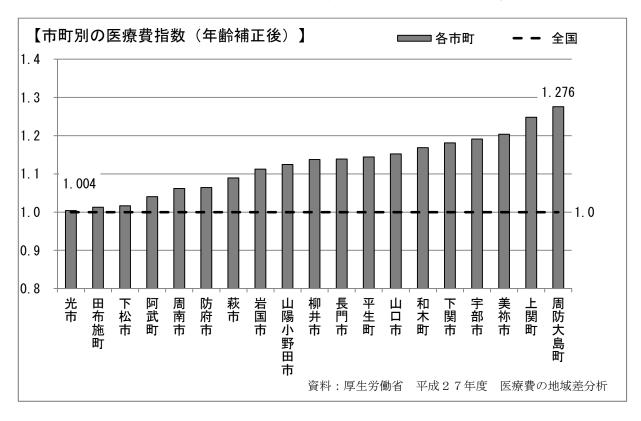
市町別の1人当たりの医療費を見ると、最高は周防大島町(506,751円)で、 最低の下松市(388,610円)と約1.3倍の格差が生じています。



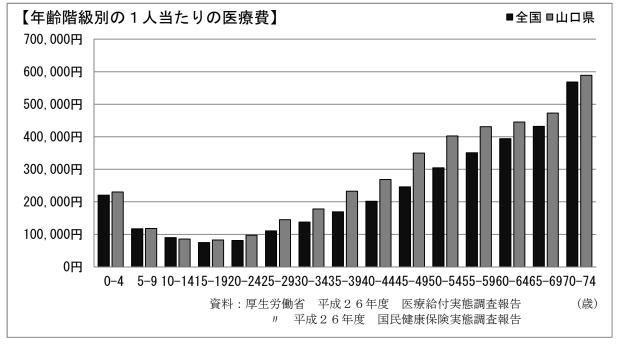
本県の医療費指数(年齢補正後)は、全国平均の1を上回る状態で推移しています。



各市町別の医療費指数(年齢補正後)を見ると、最高は周防大島町(1.276)で、最低の光市(1.004)と約1.3倍の格差が生じています。

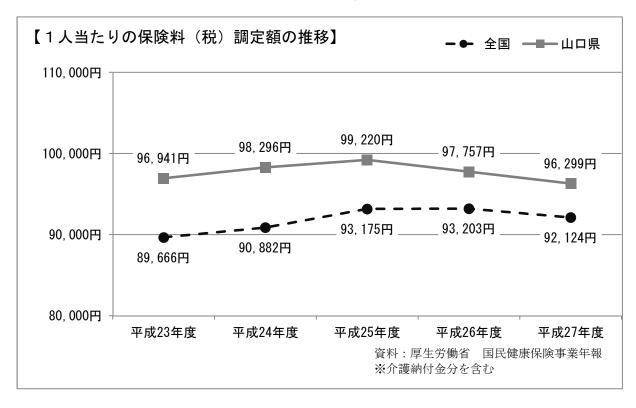


年齢階級別の1人当たりの医療費は、本県及び全国ともに20歳以降、増加する傾向にあり、70~74歳では50万円を超えています。

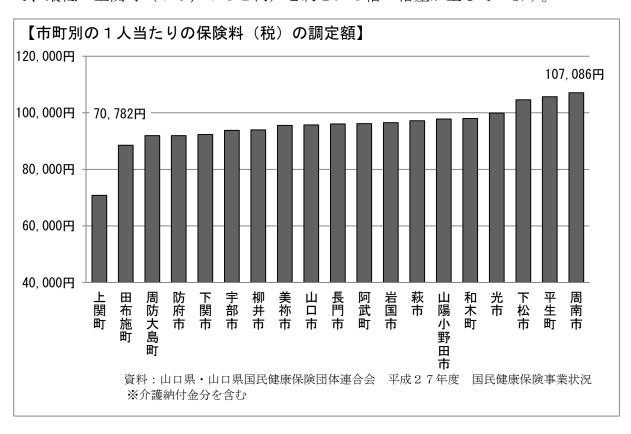


# (3) 保険料(税)の状況

本県の1人当たりの保険料(税)の調定額は、全国より高い水準で推移していますが、近年は、その差が縮小する傾向にあります。



市町別の1人当たりの保険料(税)を見ると、最高は周南市(107,086円)で、最低の上関町(70,782円)と約1.5倍の格差が生じています。



# (4) 財政運営の状況

単年度収支は、平成23年度以降、県全体としては黒字が続いていましたが、平成27年度については、高額なC型肝炎治療薬が保険適用され使用が拡大したことなどにより、例年より保険給付費の伸びが大きくなっており、赤字市町数及び赤字額ともに増加し、赤字に転じています。

# 【単年度収支の状況】

年度	単年度収支	黒	黒字保険者		赤字保険者	
十戊	差引額(千円)	市町数	黒字額(千円)	市町数	赤字額(千円)	
H23	200, 723	11	1, 259, 403	8	<b>▲</b> 1, 058, 680	
H24	3, 057, 820	15	3, 321, 630	4	<b>▲</b> 263, 811	
H25	1, 439, 588	14	1, 781, 792	5	<b>▲</b> 342, 204	
H26	1, 391, 329	14	1, 619, 413	5	<b>▲</b> 228, 084	
H27	<b>▲</b> 1, 453, 458	8	808, 318	11	<b>▲</b> 2, 261, 776	

<sup>※</sup>千円未満の端数処理により差引額が合わないことがあります

資料:厚生労働省 国民健康保険事業年報及び山口県・山口県国民健康保険団体連合会 国民健康保険事業状況

決算補填等を目的として、市町の一般会計から約4.4億円の法定外繰入金があり、 保険料の収納不足や医療費の増加などにより実施しているものと、保険料(税)の負担緩和のために実施しているものがあります。

【平成27年度法定外繰入金の内訳】

(単位:千円)

;	—— 決 質	区:	分	決 算 補 填 目 的	0 t 0	保険者の政策によるもの	合 計
1	決算補填等目的	項	皿	保険料の収納 不足のため	医療費の増加	保険料(税)の負担 緩和を図るため	( <u>1</u> )
	目 的	金	額	54, 499	67, 061	316, 060	437, 620
		市町	数	1	1	5	_

決算補は	以外の口	項	Ħ	保 険 料 (税)の減 免額に充 てるため	地方独自 事業の医 療給付費 波及増等	保健事業費に充てるため	その他	合 計 (②)	一般会計繰入金 (法定外)合計 (①+②)
填等	目的	金	額	2, 137	731, 448	40, 532	9, 726	783, 843	1, 221, 463
寸	ርህ	市町	丁数	1	19	3	2	_	_

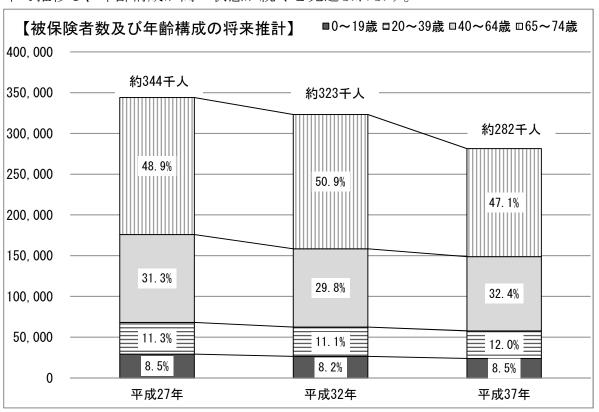
資料:平成27年度 国民健康保険事業実施状況報告

#### 2 市町国民健康保険の将来の見通し

# (1) 被保険者の将来推計

県全体の人口減少に伴い、被保険者数も年々減少すると見込まれ、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には約28万人で、平成27年に比較して約18%の減少が見込まれます。

また、被保険者の年齢階層別の分布を見ると、前期高齢者の割合は、約50%の水準で推移し、年齢構成が高い状態が続くと見込まれます。



#### ≪推計の前提条件≫

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を基に、 平成27年度の本県の国民健康保険の加入率を乗じて推計

市町別の被保険者数についても上記と同様に減少すると見込まれ、平成32年(2020年)以降、被保険者数が千人未満となる非常に小規模の保険者が発生すると見込まれます。

#### 【被保険者規模別の将来推計】

被保険者数	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
5万人以上	1市	1市	1市
1万人以上~5万人未満	10市	9市	9市
1万人未満	2市6町	3市6町	3市6町
うち千人未満	_	1 町	2 町

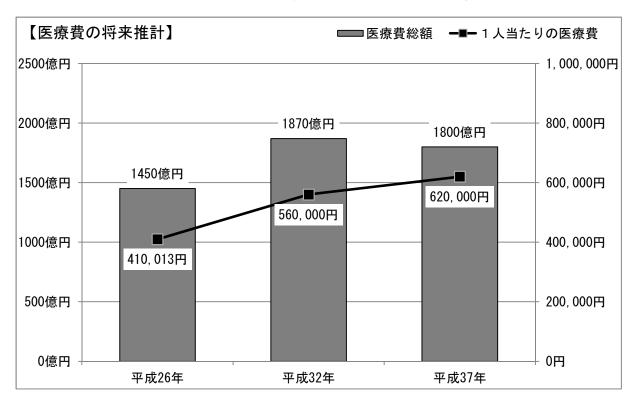
<sup>≪</sup>推計の前提条件≫

平成27年の市町別の被保険者数に各年ごとの被保険者数の減少率を乗じて推計

# (2) 医療費の将来推計

医療費総額については、被保険者数は減少するものの、高齢者の割合が高い水準で推移すると見込まれるため、約1800億円前後で推移すると見込まれます。

また、1人当たりの医療費は、年々増加すると見込まれます。



#### ≪推計の前提条件≫

医療費総額について、平成26年の年齢階級別の1人当たりの医療費に5年間(平成21~26年)の伸び率を加味したものに、上記の被保険者数の将来推計を乗じて推計

1人当たりの医療費について、医療費総額を上記の被保険者数の将来推計で除して推計

#### (3) 市町国民健康保険の見通し

上記の将来推計では、被保険者数は減少するものの、年齢構成が高い構造は変わらず、1人当たりの医療費も年々増加すると見込まれるため、厳しい財政運営が続くと考えられます。

また、一部の保険者については、被保険者数が千人を割り込むことが見込まれ、財 政運営が不安定になるリスクが高まります。

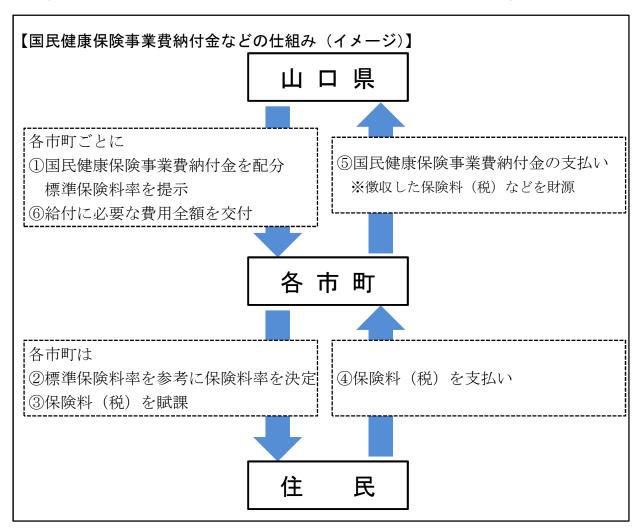
# 3 今後の市町国民健康保険の運営

## (1) 新たな財政運営方法 (国民健康保険事業費納付金・標準保険料率)

今後も厳しい財政運営が続くと見込まれる中、このたびの国民健康保険制度改革に伴い、現行の各市町単位の個別運営を改め、平成30年度(2018年度)以降、県が財政運営の責任を担うことになっています。

具体的には、県は、県内の保険料収納必要額を見込み、各市町ごとの医療費水準や 所得水準を考慮して、国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)を配分す るとともに、各市町ごとに標準保険料率を示します。

また、県は、徴収した納付金や公費を財源として、保険給付に必要な費用全額を各市町に交付することになるため、各市町においては、年度途中の医療費の増加などに影響されることなく、財政運営の安定化が図られることになります。



#### (2) 財政安定化基金の運用

新たな財政運営方法の導入により、財政運営の安定化を図ることができますが、予期せぬ保険給付費の増加により、県全体で当初の保険給付費の見込み額を上回るリスクがあります。

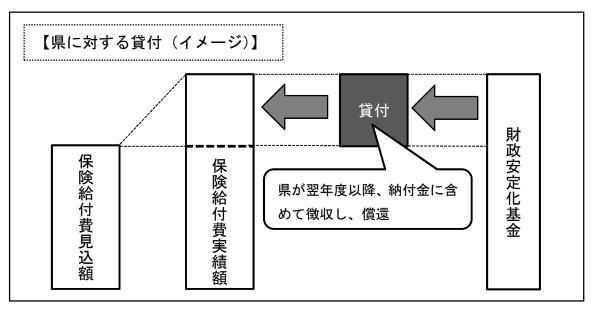
また、各市町においても、収納率の低下により、当初の保険料収納見込額を下回り、 収納不足が生じる可能性もあります。 これらのリスクに対応するため、県は財政安定化基金を設置しており、当該基金から適切に貸付や交付を行い、健全な基金の運用を通じて、安定した財政運営を推進します。

財政安定化基金の運用については、法令及び県の条例で定められますが、基本的な 考え方は次のとおりです。

#### ア 県に対する貸付

保険給付費の増加により財源不足が生じた場合、財源不足額について、財政安定 化基金を取り崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れます。

また、貸付をした翌年度以降、納付金に含めて各市町から徴収し、4年で償還します。



#### イ 市町に対する貸付

保険料(税)の収納額の低下により財源不足が生じた場合、市町からの申請に基づき、県が貸付額を決定します。

また、貸付をした翌々年度以降、貸付を受けた市町の納付金に含めて、原則として3年で償還します。

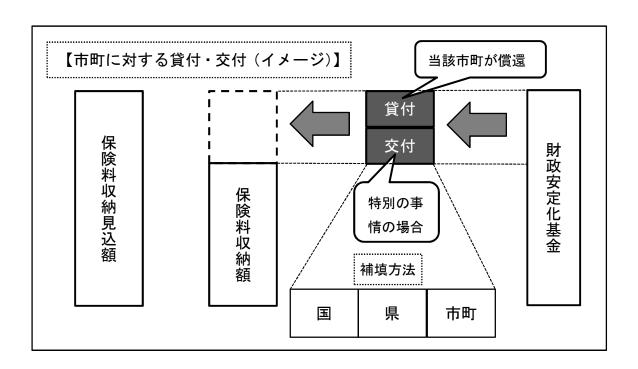
#### ウ 市町に対する交付

災害その他の特別の事情により、保険料(税)の収納額が低下し、財源不足が生 じた場合、収納不足額の2分の1以内の額を交付します。

また、その補填については、国・県・当該交付を受けた市町で、3分の1ずつを補填します。

#### [特別の事情]

- ○多数の被保険者の生活に影響を与える災害(台風・洪水・噴火など)が発生した場合
- ○地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど、地域の産業に特別な事情が生じた場合
- ○その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合



#### (3) 安定的な財政運営の推進

このたびの国民健康保険制度改革では、納付金制度の導入や財政安定化基金の設置に加え、公費による財政支援措置が拡充されることにより、財政基盤の強化が図られることになります。

しかし、今後も被保険者数の減少や医療費の増加などが見込まれるため、平成30年度(2018年度)以降においても、県全体として、収入(納付金や公費など)と支出(保険給付に必要な費用全額)が均衡するよう、安定的な財政運営を推進する必要があります。

また、各市町においても、国民健康保険は、一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、県への納付金の支払いなどに必要な支出を保険料(税)や公費などにより賄うことができるよう、収支が均衡した運営が重要になります。

このため、平成30年度(2018年度)以降、各市町において、決算補填等を目的として一般会計から法定外の繰入れを行った場合や、翌年度の収入からの繰上充用が発生した場合には、厚生労働省の区分に基づき、これらを赤字としてとらえ、計画的・段階的に赤字の解消・削減に取り組むこととします。

また、該当市町は、赤字発生の要因分析と必要な対策を検討・整理の上、目標年次を定めて、赤字解消(削減)計画を作成することとします。

なお、県は、計画の作成及びその進捗状況について、必要に応じて、指導・助言を 行います。

# (4) 適正かつ効率的な国民健康保険事業の推進

国民健康保険の安定的な財政運営を推進するためには、上記の財政運営に係る取組 と併せて、国民健康保険財政の収入と支出の両面からの取組を強化することが重要と なります。

このため、本方針では、平成30年度(2018年度)以降の保険料(税)の標準的な算定方法について、基本的な考え方を示すとともに、保険料(税)の徴収の適正な実施、保険給付の適正な実施、医療に要する費用の適正化などについて、効率的に事業が実施できるよう、取組の方向性を定めます。

# 第3章 保険料(税)の標準的な算定方法

#### 1 現状

# (1) 保険料・税の種別及び賦課方式

県内の保険料(税)の状況について、保険料が10市町、保険税が9市町となっています。

また、賦課方式について、三方式が15市町、四方式が4市町となっており、被保 険者数で見ると、約9割が三方式の対象となっています。

# 【保険料(税)の賦課状況】

方 式	市町数	内訳	被保険者数・割合
三方式 (所得割・被保険者均等割・ 世帯別平等割)	1 5	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	312,205人 (90.7%)
四方式 (所得割・資産割・被保険者 均等割・世帯別平等割)	4	萩市、長門市、美祢市、阿武 町	32,127人(9.3%)

※医療給付費分 資料:山口県・山口県国民健康保険団体連合会 平成27年度 国民健康保険事業状況

#### (2) 賦課割合

県内の保険料(税)の賦課割合について、町の区域は、市の区域と比較して、応能 割の割合が低く、応益割の割合が高くなっています。

また、その内訳について見ると、市の区域は、町の区域と比較して、所得割が高く、 被保険者均等割が低くなっています。

#### 【保険料(税)の賦課割合】

(単位:%)

×	分	応 能 割	所得割	資 産 割	応 益 割	被保険者	世帯別
			1)1 L2 E1	只 庄 时		均 等 割	平等割
山	口県	49.9	49.5	0.4	50.1	31.6	18.5
	市	50.1	49.6	0.4	49.9	31.5	18.5
	町	46.2	45.8	0.4	53.8	34.8	19.0

※医療給付費分(一般被保険者分)

資料:山口県・山口県国民健康保険団体連合会 平成27年度 国民健康保険事業状況を基に算出

#### (3) 賦課限度額

県内の全ての市町が政令で定められた上限額どおりに設定しています。

# 【平成29年度の賦課限度額の設定状況】

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
賦課限度額	5 4 万円	19万円	16万円

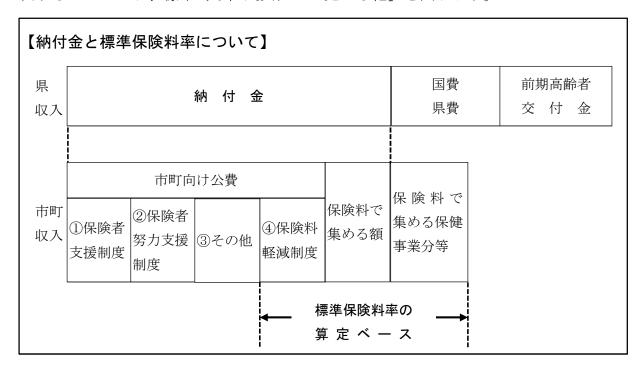
資料:山口県 医務保険課調査

# 2 納付金及び標準保険料率の算定に係る基本的な考え方

納付金の算定に当たっては、各市町の医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などを考慮し、各市町の負担能力に応じた保険料水準となるよう算定します。

また、現行の保険料水準を踏まえ、被保険者の保険料負担の急激な増加を緩和できるよう配慮します。

標準保険料率の算定に当たっては、県内で同一の算定方式を用い、各市町ごとに算定・公表することにより、標準的な住民負担の「見える化」を図ります。



#### 3 将来的な保険料水準の統一に関する考え方

国民健康保険を健全に運営する上では、保険料負担の平準化を図ることが重要ですが、 医療サービスの水準に地域格差がある場合には、受けられる医療サービスに見合わない 保険料負担とならないように配慮することも求められます。このため、市町村間で医療 費水準に差がある都道府県では、納付金の算定の際に各市町村の医療費水準を反映させ ることが原則とされています。

本県では、現状において、市町の医療費指数(年齢補正後)に約1.3倍の格差が生じていることから、原則どおり、市町ごとの医療費指数(年齢補正後)を納付金の算定に反映させることとします。

これにより、当面、直ちに保険料水準が統一されることにはなりませんが、今後、医療費適正化の取組を促進し、地域差の縮小を図ることにより、将来的な保険料水準の統一を目指すこととします。

また、保険料水準の統一の時期や具体的な進め方については、今後行われる医療費適正化の取組の効果などを見極めた上で、改めて検討することとします。

#### 4 納付金の算定方法

納付金の算定については、政令の定めに従い、県の条例で必要事項を定めることとされており、その概要は次のとおりです。

#### (1) 算定方式

県内の市町の大半が三方式を採用している状況を踏まえ、所得割、被保険者均等割、 世帯別平等割の3つを用いて算定する三方式としています。

#### (2) 医療費指数反映係数 (α) の設定

現在、県内の市町の医療費指数(年齢補正後)について、約1.3倍の格差が生じていることから、原則どおり、当面は、医療費指数反映係数  $(\alpha)$  を1とし、医療費水準を納付金の算定に全て反映させることとしています。

# (3) 応能割と応益割の割合 (βの設定)

所得係数βは、県全体の納付金の総額における応能割と応益割の割合を定める係数で、全国平均と比較した各都道府県の所得水準を反映させることが原則とされています。本県においては、原則どおり、毎年度、全国平均と比較した本県の所得水準を反映させて定めることとしています。

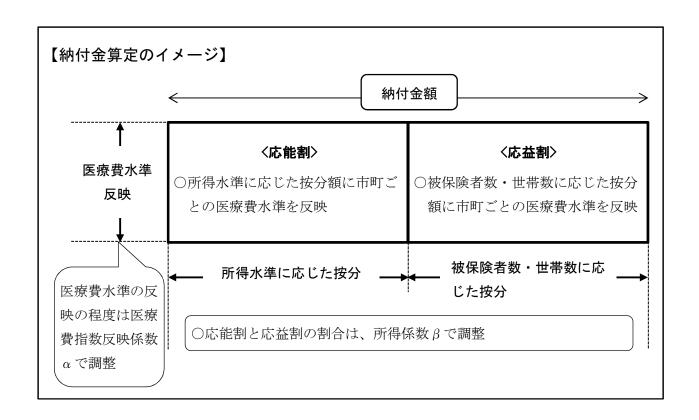
#### ○所得係数 ß

=本県の被保険者1人当たりの所得額/全国平均の被保険者1人当たりの所得額

〇応能割:応益割= $\beta$ :1

# (4) 被保険者均等割と世帯別平等割の割合

これまで政令で定められていた基準どおり、応益割1の内訳として、県全体での賦課割合を0.7:0.3とし、それぞれ、県内の市町の被保険者数と世帯数に応じて、市町ごとの配分額を決定します。



# 5 市町村標準保険料率の算定方法

市町村標準保険料率は、厚生労働省令の定めに従い、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のいずれについても、次の方法により市町ごとに算定します。

#### (1) 算定方式

納付金の算定と同じく、三方式とします。

#### (2) 応能割と応益割の割合

納付金の算定方法を踏まえ、県全体の応能割と応益割の割合が  $\beta$ : 1となるよう、各市町の所得水準に応じて定めることとします。

#### (3) 被保険者均等割と世帯別平等割の割合

納付金の算定方法を踏まえ、県全体の被保険者均等割と世帯別平等割の割合が、0.7:0.3となるよう、各市町の被保険者数と世帯数に応じて定めることとします。

#### (4) 賦課限度額

現在、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分のいずれについても、県内の全ての市町が政令で定められた上限額を賦課限度額としており、引き続き、政令で定められた上限額と同額とします。

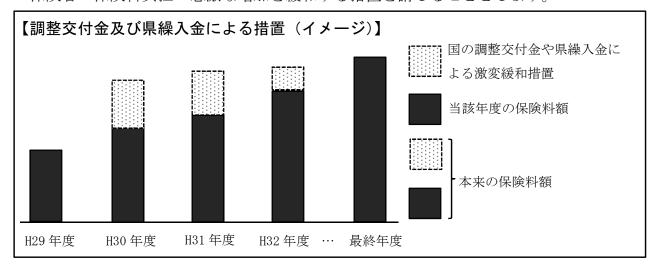
#### (5) 標準的な収納率

各市町で実現可能な収納率として、各市町ごとに標準的な収納率を定めることとし、 直近の収納率や過去の収納率の傾向を踏まえて設定します。

# 6 激変緩和措置

## (1) 調整交付金及び県繰入金による措置

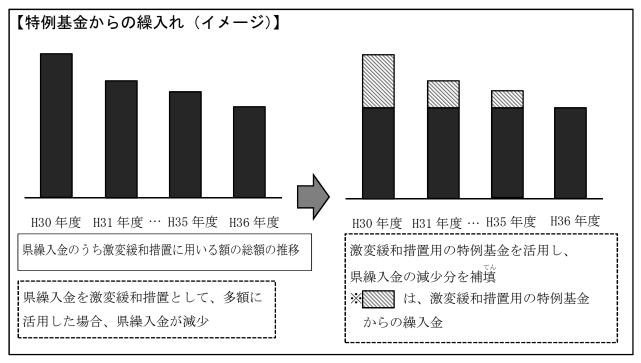
納付金制度の導入に伴い、保険料負担が一定程度以上に上昇する市町に対しては、 激変緩和用の暫定措置として国から交付される調整交付金や、県繰入金を用いて、被 保険者の保険料負担の急激な増加を緩和する措置を講じることとします。



#### (2) 特例基金からの繰入れ

県繰入金は、本来、給付費用や医療費適正化対策事業などに応じて各市町に交付するものであり、これを激変緩和措置用として多額に活用した場合、激変緩和措置の対象とならない他の市町の納付金が増加する効果が副次的に生じます。このため、あらかじめ激変緩和措置用として積み立てる特例基金から県の国民健康保険特別会計に繰入れをすることにより、他の市町の納付金に大きな影響が出ないようにします。

なお、特例基金の活用は、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの措置となっています。

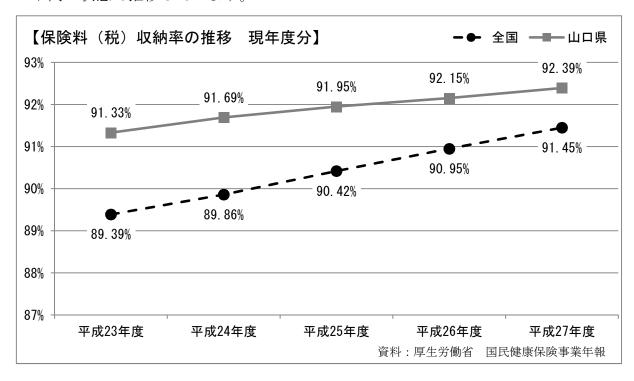


# 第4章 保険料(税)の徴収の適正な実施

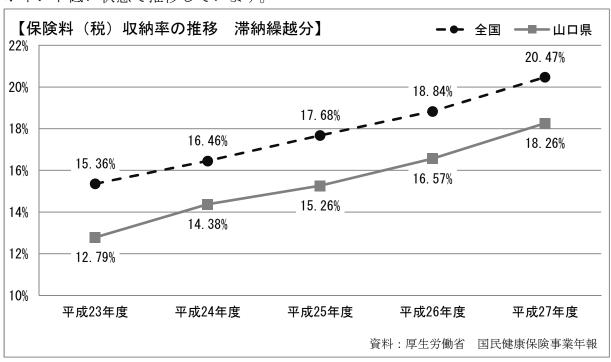
#### 1 現状

# (1) 保険料(税)の収納率

本県の収納率(現年度分)は、微増の傾向にあり、全国の収納率より約1~2ポイント高い状態で推移しています。



本県の収納率(滞納繰越分)は、増加の傾向にありますが、全国の収納率より約2 ポイント低い状態で推移しています。



# (2) 保険料(税)の収納方法

口座振替の実施率は約44%、特別徴収(年金からの天引き)の実施率は約21%で、これらを合わせると全体の約6割を占めており、収納率も高い傾向にあります。 一方、全体の約4割を占めている普通徴収(口座振替を除く。)の収納率は、約7 1%にとどまっています。

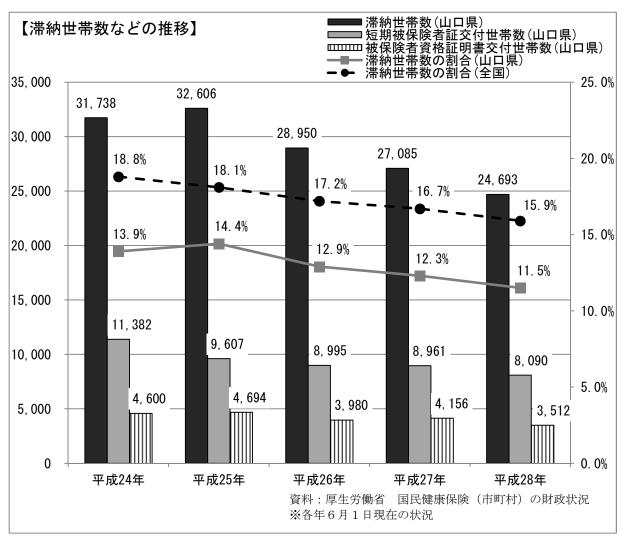
#### 【収納方法】

区分	実施率	収 納 率
口 座 振 替	43.6%	96.30%
特別徴収	21.2%	99.96%
普通徴収(口座振替を除く。)	35.2%	70.85%

資料:平成27年度 国民健康保険事業実施状況報告

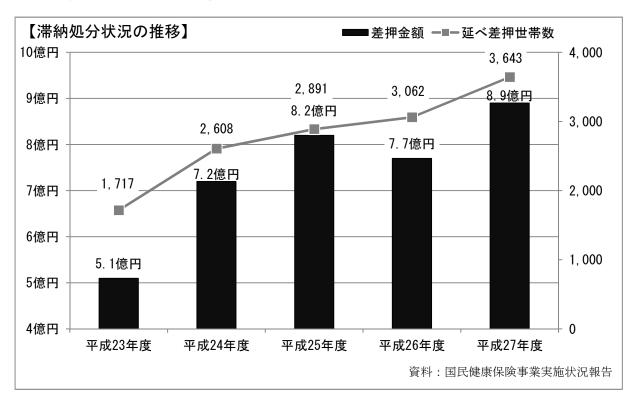
#### (3) 滞納世帯数などの状況

本県における保険料(税)の滞納世帯数は減少傾向にあり、全世帯に占める滞納世帯数の割合も全国と同様に減少傾向にあります。また、平成28年について見ると、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付は約12,000世帯(滞納世帯数のうち約47%)となっており、各市町は滞納者との接触を図り、納付相談などに取り組んでいます。



# (4) 滞納処分の状況

本県における延べ差押世帯数及び差押金額は増加傾向にあり、平成27年度においては、平成23年度と比較して、延べ差押世帯数は約2.1倍、差押金額は約3.8 億円の増加となっています。



#### 2 取組の方向

#### (1) 基本的な考え方

国民健康保険において、保険料(税)の収入の確保は、制度を維持していく上での 根幹であり、賦課徴収の主体である市町において、収納率向上のために様々な取組を 行うことが必要です。

このため、収納率の目標を設定するとともに、その達成に向け、収納体制の確立、納付機会の充実、滞納者対策の強化などに取り組みます。

また、これらの取組を行うに当たっては、関係法令の内容を遵守し、適正な実施を 確保することとします。

## (2) 収納率目標の設定

現在、滞納世帯数の減少や滞納処分実績の増加などにより、収納率は増加の傾向にあり、引き続き、被保険者間の公平性を保つとともに、安定的な財政運営を確保するため、次のとおり各市町ごとに収納率目標を設定し、収納率の向上を図ります。

平成33年度(2021年度)以後の収納率目標については、平成32年度(2020年度)までの取組状況を踏まえて、改めて検討します。

また、県は、毎年度、各市町ごとに収納率(現年度分と滞納繰越分)を把握し、指導・助言を行います。

- ○収納率目標(現 年 度 分)…平成32年度(2020年度)までの3年間で直近 の収納率(平成29年度)+1%
- ○収納率目標(滞納繰越分)…平成32年度(2020年度)までの3年間で直近 の収納率(平成29年度)+5%

#### (3) 収納対策の強化

現在、県内の全ての市町において、収納対策緊急プランを作成し、収納対策の強化に取り組んでいるところであり、今後も、収納率目標を達成するため、収納体制の確立、納付機会の充実及び滞納者対策の強化などに取り組み、収納対策の強化を図ります。

#### ア 収納体制の確立

- ○収納専任担当者の配置や収納専門組織の設置
- ○臨戸訪問や現地調査などについて、徴収嘱託員を活用
- ○未納者に対し、電話で早期納付の案内などを行うコールセンターを設置

#### イ 納付機会の充実

- ○新規加入時や被保険者証の更新時などに口座振替を勧奨
- ○休日や夜間でも納付可能なコンビニエンスストアでの収納を促進

#### ウ 滞納者対策の強化

- ○県内統一で、催告や滞納整理などを集中的に取り組む収納強化月間を設定 (12月と3月)
- ○休日・夜間における納付窓口の開設や納付相談会などを実施
- ○差し押さえた財産について、インターネットなどを活用した公売を促進
- ○徴収事務研修会の内容を工夫し、職員の資質向上を図る

# 第5章 保険給付の適正な実施

# 1 現状

#### (1) レセプト点検の状況

保険医療機関などから提出された診療報酬明細書(レセプト)は、審査支払機関での審査を経た後、市町が内容を点検し、資格の過誤や算定の誤りなどがあれば、これを適正に補正し処理する必要があります。

本県では、全ての市町が、山口県国民健康保険団体連合会への委託によりレセプト 点検を共同実施しており、全てのレセプトを対象として、被保険者資格の確認や診療 内容の点検などを実施しています。

点検の対象となるレセプト枚数は約640万枚前後で推移していますが、保険者負担額は増加する傾向にあります。

点検による効果の総額は約5~6億円、被保険者1人当たりの効果額は約1,300~1,800円、効果率(効果総額/保険者負担額)は約0.4~0.6%で推移しています。

#### 【レセプト点検の実施状況】

	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
点検	レセプト枚数 (万枚)	638	640	641	647	637
点検対象	保険者負担額 (億円)	1,030	1,061	1,061	1,080	1, 117
点	効果総額 (千円)	601, 867	569, 459	629, 833	625, 335	444, 979
点検効果	被保険者1人当たりの効果額(円)	1,607	1, 541	1,742	1, 761	1, 292
	効果率(%)	0. 58	0. 54	0. 59	0. 58	0.40

資料:国民健康保険事業実施状況報告

#### (2) 第三者行為求償の実施状況

保険給付の原因が第三者の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償 と保険給付との関係を調整するため、被保険者から第三者への損害賠償請求権を市町 が代位取得する制度が設けられています。

第三者に対する求償事務のうち、自動車損害賠償責任保険などにより損害賠償が行われるものについては、県内の全ての市町が、山口県国民健康保険団体連合会へ委託して共同で実施しています。

また、被保険者が市町に提出する被害届(第三者行為による傷病届)は、第三者行為求償を必要とする案件を把握する上で重要なものであり、より確実に提出されるようにするため、平成28年度から、県内の全ての市町と損害保険団体が覚書を締結し、被保険者による被害届の作成や提出を損害保険会社などが援助しています。

その結果、平成28年度は、平成27年度と比較して、被害届提出までの平均日数が約3か月短縮されるとともに、被害届の自主的な提出率も約40ポイント向上しています。

## 【第三者行為求償に係る被害届の提出状況】

項目	平成27年度	平成28年度
被害届提出までの平均日数	141日	57日
被害届の自主的な提出率	47.8%	87.1%

資料:平成27年度 国民健康保険事業実施状況報告

# (3) 柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうなどの療養費の状況

本県では、全ての市町が、山口県国民健康保険団体連合会への委託により、柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうなどの療養費の審査を実施しています。 このうち、柔道整復施術療養費については、件数は約10万件、保険者負担額は約5~6億円で推移し、療養費の給付において、大きな比重を占めています。

【柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうの給付状況】

	区分	件数	費用額	うち保険者負担分
	柔道整復	100, 445	8.4億円	6.2 億円
平成 23 年度	あん摩マッサージ指圧	1, 257	0.5億円	0.3 億円
	はり・きゅう	3, 553	0.4億円	0.3 億円
	柔道整復	101, 013	8.2 億円	6.0 億円
平成 24 年度	あん摩マッサージ指圧	1, 356	0.5億円	0.4億円
	はり・きゅう	3, 468	0.4億円	0.3 億円
	柔道整復	101, 837	8.0億円	5.9 億円
平成 25 年度	あん摩マッサージ指圧	1, 521	0.5億円	0.4億円
	はり・きゅう	2,848	0.3億円	0.2 億円
	柔道整復	100, 936	7.8億円	5.7億円
平成 26 年度	あん摩マッサージ指圧	1, 594	0.5億円	0.4億円
	はり・きゅう	2, 851	0.4億円	0.3 億円
	柔道整復	99, 180	7.4億円	5.4 億円
平成 27 年度	あん摩マッサージ指圧	1, 968	0.7億円	0.5 億円
	はり・きゅう	2, 154	0.3億円	0.2 億円

資料:厚生労働省 国民健康保険事業年報

#### (4) 高額療養費などの支給勧奨の実施状況

高額療養費はレセプトデータや療養費データなどを基に支給額を計算することになるため、山口県国民健康保険団体連合会からデータの提供を受けて、各市町で計算を行い、高額介護合算療養費についても、同様に実施しています。

また、高額療養費や高額介護合算療養費の支給対象となる被保険者に対する申請の 勧奨について、既に18市町が実施していますが、勧奨方法は、市町によって異なっ ています。

#### 【高額療養費の支給勧奨の実施状況】

勧奨方法	市町数
支給対象者への情報提供	7
支給対象者に申請書を送付	3
支給対象者に氏名や支給予定額などを予め記載した申請書を送付	8
未実施	1

資料:山口県 医務保険課調査

#### 2 取組の方向

# (1) 基本的な考え方

国民健康保険制度において、保険給付は基本的な事業であり、保険給付を必要とする被保険者に対し、正しく保険給付を行う必要があります。また、適正に保険給付を行うことは、国民健康保険の財政を支出面から管理する上でも重要です。

そのためには、保険医療機関などからの請求が誤りなく適正に行われること、保険 給付を受ける被保険者に制度の趣旨や内容が正しく理解され、適正な受診・受療が行 われること、必要な給付について申請の機会が確保されること、保険者が負担すべき でない費用について確実に回収を図ることなどが必要となり、以下の取組を通じ、保 険給付の適正な実施を図ります。

### (2) レセプト点検の充実・強化

医療費の増加に伴い、保険者負担額は増加する傾向にあるため、効率的にレセプト 点検を行う必要があります。このため、高い専門性とノウハウを有する山口県国民健 康保険団体連合会において、引き続き共同実施することにより、レセプト点検の充実 を図ります。

また、交通事故などの第三者行為に起因する疑いのあるレセプトの抽出や、国民健康保険と介護保険との給付調整に係る点検などの取組を強化します。

#### (3) 第三者行為求償の取組強化

現在、県内全ての市町が定めている第三者行為求償の取組計画に基づき、引き続き、被害届が円滑かつ確実に提出されるよう、取組を強化するとともに、取組状況に応じて計画の内容を見直し、第三者行為求償事務の継続的な改善を図ります。

また、第三者行為求償事務には専門的な知識が必要となるため、これまでも開催してきた求償事務研修会について、研修内容を充実させ、担当職員の資質向上を図ります。

山口県国民健康保険団体連合会で共同実施している損害賠償請求については、「第三者直接求償事務に係る対応方針について」(平成29年6月28日付け保国発第062

8第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に基づき、今後、委託の範囲など を検討することとします。

## (4) 療養費の支給の適正な実施

#### ア 柔道整復施術療養費の支給の適正な実施

柔道整復施術療養費については、「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」(平成24年3月12日付け保国発第0312第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に基づき、以下の内容に取り組むこととします。

まず、引き続き、県内全ての市町で柔道整復施術療養費を含めて医療費の通知を 行うとともに、柔道整復施術療養費支給申請書の点検について、山口県国民健康保 険団体連合会において共同実施することとします。

次に、被保険者などに対し、柔道整復施術療養費に関する正しい知識を普及させるため、新規加入者に対するリーフレットの配布や、医療費通知を活用した広報などによる被保険者への周知の取組を、県内の全ての市町において実施することとします。

また、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者などに対する調査(患者調査)について、積極的に実施することとします。

#### イ あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうなどの療養費の支給の適正な実施

あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうなどの施術については、医学的見地から 医師が施術を必要と認めた場合において、療養費の対象となります。

このため、引き続き、山口県国民健康保険団体連合会において、審査を行い、適正な支給の実施に努めます。

#### (5) 高額療養費などの支給勧奨の標準化

高額療養費や高額介護合算療養費の支給対象となる世帯主に対する申請の勧奨については、被保険者の利便性を図る観点から、県内の全ての市町において実施するとともに、勧奨の頻度や勧奨の際に通知する内容などについて標準化を図ります。

#### (6) 高額療養費の多数回該当の取扱い

平成30年度(2018年度)以降、県単位で資格管理を行うことに伴い、県内の市町間での住所異動で、かつ、世帯の継続性が保たれている場合、高額療養費の該当回数が通算されることになります。このため、国保情報集約システムにより、各市町の資格管理情報や高額療養費情報などを県単位で集約・管理し、適正に実施します。

また、世帯の継続性の判定については、厚生労働省が示す参酌基準を県内統一の判定基準として、運用することとします。

#### 【参考:世帯の継続性の判定に係る参酌基準の概要】

#### ○一の世帯で完結する住所異動について

単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の分離や 合併を伴わないため、世帯の継続性を認める。

- 一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者の数が 変わらない場合の住所異動
- イ 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世 帯内の国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動

## ○一の世帯で完結しない住所異動について

世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動(他の世帯からの異動による国保被保険者の数の増加及び他の世帯への異動による国保被保険者の数の減少をいう。)の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。

#### (7) 県による保険者機能

#### ア 県による不正利得の回収

国民健康保険法の改正に伴い、市町からの委託を受けて、県が一括して不正請求 に係る費用返還請求などを行うことが可能となっています。

このため、県内の多くの市町を対象とする大規模な不正請求事案が発生した場合、該当市町と県による不正利得の回収に係る協議の場を設け、事案への対応を検討することとします。

#### イ 県による保険給付の点検

国民健康保険法の改正に伴い、県による保険給付の点検が可能となりましたが、 既に県内の全ての市町がレセプト点検について、山口県国民健康保険団体連合会に おいて共同実施しているため、これとは異なる視点からの効果的な点検の手法を検 討する必要があります。

また、県による保険給付の点検については、一定の費用を要すると見込まれるため、費用対効果についても考慮する必要があります。

このため、県としての専門性や広域性が発揮でき、かつ、効果が上がるような点 検内容について、引き続き検討することとします。

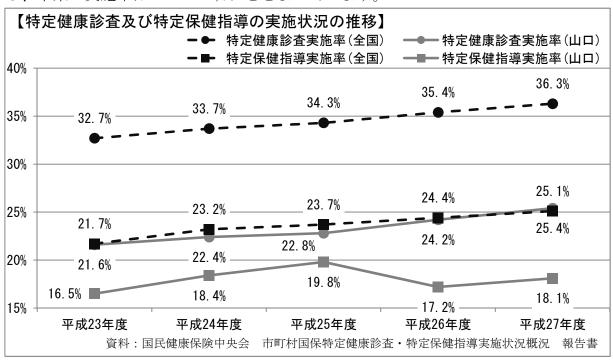
# 第6章 医療に要する費用の適正化

#### 1 現状

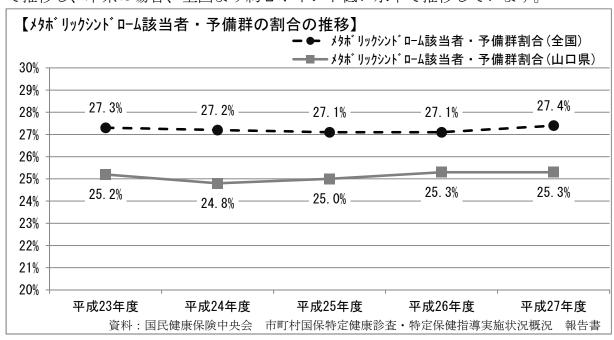
#### (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

特定健康診査の実施率は、本県及び全国ともに増加傾向にありますが、本県の場合、 全国の実施率に比較して、約11ポイント低い水準で推移しています。

特定保健指導の実施率は、平成27年度の全国の実施率が25.1%であるのに対し、本県の実施率は18.1%にとどまっています。



メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は、本県及び全国ともに横ばい で推移し、本県の場合、全国より約2ポイント低い水準で推移しています。



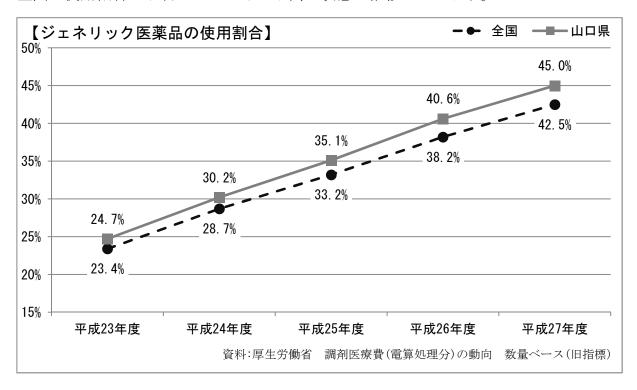
# (2) データヘルス計画の策定状況

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、国民の健康寿命の延伸を 重要な柱として掲げ、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、市 町村は、特定健康診査やレセプトなどのデータの分析を行い、それに基づく加入者の 健康保持増進のための事業計画として「データへルス計画」を作成・公表し、事業実 施、評価などの取組を推進することとされています。

本県では、特定健康診査やレセプトデータなどの健康・医療情報を活用し、PDC Aサイクルに沿って、効果的かつ効率的に保健事業の実施を図るため、県内全ての市町がデータヘルス計画を策定済みであり、計画に沿って事業が行われています。

## (3) ジェネリック医薬品の使用状況及び取組状況

ジェネリック医薬品の使用割合は、本県及び全国ともに増加しており、本県では、 全国の使用割合より約1~2ポイント高い状態で推移しています。



ジェネリック医薬品の希望を医師・薬剤師に伝えやすくするためのカード・シール の配布や、実際に処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通 知について、既に県内の多くの市町が取り組んでいます。

【ジェネリック医薬品の使用促進の取組状況】

取組内容	実施市町数	
希望カード・シールの配布	1 8	
差額通知書の送付	1 8	

資料:平成27年度 国民健康保険事業実施状況報告及び山口県 医務保険課調査

#### (4) 適正受診・適正服薬の取組状況

適正受診・適正服薬の取組について、山口県国民健康保険団体連合会から提供される多受診被保険者一覧表などを基に対象者を抽出し、電話や訪問による指導に取り組んでいます。

#### 【適正受診・適正服薬に係る取組状況】

取組内容	実施市町数
重複受診者への指導	1 7
頻回受診者への指導	1 5
重複服薬者への指導	1 0

資料:山口県 医務保険課調査

#### 2 取組の方向

#### (1) 基本的な考え方

本県の医療費については、全国より高い水準で推移するとともに、年々増加する傾向にあります。また、県内の市町間においても、医療費の水準に格差が生じている状況にあります。

こうした中、被保険者の生活の質の維持及び向上を確保しながら、被保険者の健康 の保持を推進する取組や、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資する取組を行い、 その結果として将来的な医療費の適正化を図っていくことが必要となります。

これらの取組を行うに当たっては、必要な医療を受けるべき被保険者の医療機関への受診が抑制され、これにより症状が重症化するようなことがないよう留意することとします。

#### (2) 特定健康診査・特定保健指導などの実施強化

特定健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療につながることから、実施の強化を図ることとし、具体的には、ハガキや封書などによる未受診者への 勧奨及び集団検診の回数の追加や休日実施などに取り組むこととします。

特定健康診査に係る広報については、引き続き、各市町は住民と身近な立場での広報を続けるとともに、県域での広報を行うことにより、特定健康診査の意義や受診する必要性の周知を図ります。

また、被用者保険と連携し、特定健康診査の実施率の向上に係る取組を推進します。 特定健康診査を受診した者に対しては、検査数値の経年変化や、検査数値と疾病リスクとの関係を分かりやすく説明するなど、被保険者が自らの健康を意識できるような取組を推進するとともに、特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨や、検査数値が医療機関への受診勧奨判定値を超えた者に対する受診勧奨の取組を強化します。

特定健康診査を受診した結果、生活習慣病の発症リスクが高いと認められる被保険者に対しては、リスクの程度に応じて、きめ細かな特定保健指導を行い、生活習慣病予防の取組を強化します。

# (3) データヘルス計画の推進

データヘルス計画の推進により、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、的確な保健事業の実施を通じ、医療に要する費用の適正化を図ることができます。

このため、今後も、山口県国民健康保険団体連合会に設置されている保健事業支援・評価委員会などを活用し、PDCAサイクルの好循環により、データヘルス計画を推進し、より効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。

#### (4) 糖尿病などの生活習慣病の重症化予防の取組の推進

糖尿病などの生活習慣病は、放置すると様々な合併症を引き起こし、患者のQOL (生活の質)を著しく低下させるのみならず、医療費を増大させる要因となります。 一方、生活習慣病は、適切な治療と生活習慣の改善により、予防することや、進行を抑えることが可能な病気です。

このため、生活習慣病が重症化するリスクが高い被保険者に対し、かかりつけ医と連携しながら、生活習慣改善のための保健指導を実施するとともに、医療機関への未受診者に対する受診勧奨を行うなど、重症化予防の取組を推進します。

また、併せて、山口県糖尿病対策推進委員会や山口県医師会と連携して、重症化予 防のための保健指導の効率的・効果的な実施方法を検討します。

# (5) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用割合は、年々増加しており、引き続き、希望カード・シールの配布などによる普及啓発を行うとともに、差額通知書の送付を行うこととします。

#### (6) 適正受診・適正服薬の取組の強化

効率的に医療を提供していくためには、適正受診・適正服薬の取組は重要であり、 引き続き、取組の強化を図ることとしますが、実施に当たっては、レセプトのデータ から効率的に対象者を抽出する方法を検討していく必要があります。このため、国民 健康保険中央会によるシステム開発の動向を注視しながら、対象者の効率的な抽出方 法の検討を行うこととします。

# 第7章 広域的及び効率的な運営の推進

# 1 現状

現在、第三者行為の求償事務や国民健康保険事業報告書電算処理などの保険者共通の 事務について、山口県国民健康保険団体連合会において共同実施しており、広域的かつ 効率的に業務を行っています。

また、レセプト点検や海外療養費不正請求対策など、経験や専門的知見などを要する業務については、幅広い職務の間で定期的に人事異動がある各市町ではノウハウの蓄積が困難であるため、山口県国民健康保険団体連合会において共同実施することにより、効率的かつ効果的に業務を行っています。

## 【保険者事務の共同実施に係る状況(平成28年度)】

	分	事務の共向実施に除る状況(十成26年度)』  内容	実施(対象)
区			市町数
1	保険	者事務の共同実施	
	(1)	審査・支払いなど	
		診療報酬の審査・支払	19
		訪問看護療養費の審査・支払	19
		柔道整復施術療養費の審査・支払	19
		福祉医療費の審査・支払	19
_		療養費の審査	19
	(2)	電算共同処理など	
		被保険者資格の登録・異動処理	19
		レセプトの資格給付確認・給付記録の補正など	19
		高額療養費支給事務に係る資料作成	19
		高額医療・高額介護合算事務の支援	19
		保健施設活動に係る統計資料作成	19
		事業状況報告書等の作成	19
		被保険者台帳の作成	19
		レセプト電算処理システムの運用	19
		レセプト管理システムの運用	19
		療養費支給管理業務	13
		柔道整復施術療養費支給申請書の画面管理	19
	(3)	その他	
		海外療養費不正請求対策業務	19
		高額療養費支給勧奨通知作成業務	1

区	分	内容	実施(対象) 市町数		
1	保険者事務の共同実施				
	(3)	その他			
		福祉医療費の受給者資格確認	14		
		疾病分類別統計表の作成	19		
		特別調整交付金申請資料作成	12		
		高齢受給者証・限度額適用認定証などの様式の共同印刷	7		
		初任者研修会	19		
2	医療	費適正化の共同実施			
		医療費通知書の作成	14		
		レセプト点検業務共同事業	19		
		第三者行為求償事務共同事業	19		
		第三者行為該当データの抽出	19		
		後発医薬品差額通知書の作成業務	18		
		後発医薬品希望カード・シールなどの共同印刷	8		
3	3 収納対策の共同実施				
		徵収事務研修会	19		
		保険料(税)収納率向上対策広報宣伝事業 ※隔年実施	19		
4	保健	事業の共同実施			
		特定健康診査受診券の作成 (データ提供含む)	19		
		特定保健指導利用券の作成	18		
		特定健診受診率向上に係る広報宣伝事業 ※隔年実施	19		
		健康教育用機材などの貸出・提供	16		
		国保ヘルスサポート研修会	13		

資料:山口県 医務保険課調査

#### 2 取組の方向

# (1) 基本的な考え方

将来的な保険料水準の統一も視野に入れ、安定的な財政運営や事業の適正かつ効率的な実施を確保する観点から、継続して、広域的・効率的な運営に資する取組を推進する必要があります。

このため、引き続き、県・各市町などで構成する山口県国民健康保険連携会議を活用して情報や課題を共有し、経費の節減、事務負担の軽減及び被保険者の利便性の向上に資する取組を検討することとします。

また、本方針で定めたことについては、各市町における実施状況を把握し、県全体の状況を評価した上で、継続的に改善が図られるよう取り組むことが重要になります。このため、指導・助言を通じて、各市町の取組の底上げを図るとともに、優良な事例や先進的な取組の横展開を行います。

# (2) 被保険者証の標準化

平成30年度(2018年度)以降も、引き続き、各市町が被保険者証を発行することになりますが、県単位で資格管理を行うことにあわせて、被保険者証の色彩、更新時期、被保険者証と高齢受給者証との一体化などについて標準化を図ります。

# (3) 高額療養費などの支給勧奨の標準化 (再掲)

高額療養費や高額介護合算療養費の支給対象となる世帯主に対する申請の勧奨については、被保険者の利便性を図る観点から、県内の全ての市町において実施するとともに、勧奨の頻度や勧奨の際に通知する内容などについて標準化を図ります。

# 第8章 保健医療サービス施策などとの連携

#### 1 取組の方向

#### (1) 基本的な考え方

平成30年度(2018年度)から、県は、新たに国民健康保険の財政運営の責任 主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を担うこと になります。このため、国民健康保険事業の実施について、県が定める他の計画との 整合を図るとともに、保健・医療・福祉施策と連携した取組を推進します。

#### (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた連携

今後、ますます高齢化が進むと見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する体制(地域包括ケアシステム)を構築することが求められています。

このため、各市町の国民健康保険担当部局も地域包括ケアシステム構築に係る部局 横断的な会議に参画し、情報の共有化を図るとともに、国民健康保険を運営する立場 での参加・協力を必要とする取組があれば、積極的に役割を果たすよう努めます。

また、国民健康保険診療施設にあっては、医療サービスを提供するとともに、介護 予防事業や健康づくり事業などを積極的に実施し、保険事故を未然に防止し、医療に 要する費用の適正化に寄与するような取組を推進することとします。

# (3) 特定健康診査とがん検診事業などとの連携

がん検診は、がんの早期発見の契機となる検診であり、早期に適切な治療を行うことにより、がんによる死亡率を低下させることができるため、各市町の衛生部門において取り組んでいます。

現在、既に各市町において、特定健康診査と各種がん検診が同時に受診できるよう 取り組んでおり、今後も内容の充実を図りながら取り組むこととします。

また、その他の検診との連携についても、積極的に取り組み、被保険者の健康の保持増進を図ります。

# 資 料

- 〇用語集
- ○策定までの経緯

#### ≪用語集≫

# 【あ行】

#### 医療給付費分

被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険料(税)。 全ての被保険者が対象。

#### 医療費指数 (年齢補正後)

医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したもの。

#### 応益割

保険料(税)のうち、一律に被保険者1人当たり(被保険者均等割)及び1世帯当たり(世帯別平等割)で賦課されるもの。

#### 応能割

保険料(税)のうち、所得など、被保険者の負担能力に応じて賦課されるもので、所得割と資産割がある。

#### 【か行】

#### 海外療養費

被保険者が海外渡航中に急な病気などで、やむを得ず現地で治療を受けた場合に、世帯主からの支給申請に基づき保険給付を行うもの。

## 介護納付金分

介護保険の給付に充てるために介護保険者へ納付する介護納付金の支払いに必要な費用に充てられる保険料(税)。

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が対象。

#### QOL

quality of life (生活の質)の略称。

#### 繰上充用

会計年度が経過した後に歳入が歳出に不足する場合に、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて、その不足分を補填すること。

#### 高額介護合算療養費(制度)

医療保険と介護保険の一部負担金の合算額が高額な場合に、世帯主からの支給申請に 基づき保険給付を行い、自己負担を軽減する制度。

# 高額療養費 (制度)

被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合などに、 世帯主からの支給申請に基づき保険給付を行い、自己負担を軽減する制度。

#### 後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のこと。

#### 後期高齢者支援金分

後期高齢者医療制度の医療給付費に充てるために後期高齢者医療の運営主体に納付する後期高齢者支援金の支払いに必要な費用に充てられる保険料(税)。

全ての被保険者が対象。

#### 高齡受給者証

70歳以上75歳未満の被保険者に交付され、一部負担金の割合が示されている証票のこと。

被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することで、被保 険者証と一体化することが可能となっている。

# 国保情報集約システム

被保険者の資格情報や給付情報を都道府県単位で管理し、同一都道府県内の市町村間の情報連携などを支援するためのシステム。

被保険者が同一都道府県内で住所異動した場合に、資格取得・喪失年月日を転出先の 市町村に提供する機能や、前住所地における高額療養費の多数回該当にかかる該当回数 を引き継ぐ機能などがある。

#### 国民皆保険

全ての国民が公的な医療保険制度の対象となるようにされている仕組み。

#### 国民健康保険事業費納付金

平成30年(2018年)改正後の国民健康保険法第75条の7の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県が市町村から徴収するもの。

#### 国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者が共同して、国民健康保険事業の円滑な推進に寄与するために、 国民健康保険法第83条の規定に基づき設立する公法人。

# 【さ行】

# 三方式

所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の合算額で保険料(税)を算定する方式のこと。

# ジェネリック医薬品(後発医薬品)

先発医薬品の特許期間終了後、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等なものとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品のこと。

一般的に、ジェネリック医薬品の開発には、先発医薬品ほど期間がかからず、費用も 少なくすむため、先発医薬品と比較して、薬価が低くなる。

# 資産割

応能割の一つで、世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて算定される保険料(税)のこと。

# 収納対策緊急プラン

厚生労働省通知に基づき、各保険者が策定することとされた保険料(税)の収納率の確保・向上などの収納対策に関する計画。

#### 所得割

応能割の一つで、世帯に属する被保険者の前年の総所得金額に応じて算定される保険料(税)のこと。

#### 生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる 疾患の総称。

日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険 因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であ るとされている。

#### 世帯別平等割

応益割の一つで、世帯数に応じて算定される保険料(税)のこと。

#### 前期高齢者

高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人のこと。

# 【た行】

#### 第三者行為求償

交通事故などの第三者の不法行為により生じた保険給付で、本来、その第三者が損害 賠償として負担すべき金額について、保険者(市町村)が、その第三者に支払いを求め ること。

#### 多数回該当

過去1年間(診療月を含め直近12ヶ月)に、同じ世帯で、高額療養費が支給された 回数が3回以上ある場合は、4回目からの自己負担限度額が軽減されること。

## 短期被保険者証

世帯主が保険料(税)を滞納している場合に交付される有効期間が短い被保険者証のこと。

# 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サー ビスを切れ目なく提供する体制。

#### 重複受診

同一の疾病で多数の医療機関を同時に受診すること。

#### 重複服薬

同一の薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から同時に処方されること。

#### データヘルス計画

特定健康診査やレセプトなどから得られるデータの分析に基づいて、保健事業を効果 的・効率的に実施するための事業計画。

#### 特定健康診査

生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見するため、公的医療保険の保険者が、加入者を対象として、腹囲、身長、体重、血圧及び血液などの検査を行うこと。

#### 特定保健指導

公的医療保険の保険者が、特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病予防のため、健康の保持に努める必要がある者に対して行う保健指導。

特定健康診査で、腹囲やBMI (体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数) など から生活習慣病のリスクが高いと判断された者に対して指導を行う。

#### 【は行】

#### 被保険者

国民健康保険の加入者のこと。

都道府県が市町村とともに運営する国民健康保険の場合、都道府県の区域内に住所を 有する者は、全て被保険者となるが、被用者保険や後期高齢者医療制度など他の医療保 険制度の加入者や生活保護を受けている世帯に属する者などは、対象にならない。

# 被保険者均等割

応益割の一つで、世帯に属する被保険者数に応じて算定される保険料(税)のこと。

#### 被保険者資格証明書

災害などの特別な事情もなく保険料(税)を滞納している世帯に対し、被保険者証の 代わりに交付される証票のこと。

この場合、医療機関の窓口で保険診療の費用全額(10割)を支払い、後日、支給申請に基づき、一部負担金を除いた金額が特別療養費として給付されることになる。

#### **PDCAサイクル**

計画 (Plan), 実行 (Do), 評価 (Check), 改善 (Action) という4段階の繰り返しにより、業務を継続的に改善する仕組み。

#### 被用者保険

公的な医療保険制度のうち、事業主に雇用されている者を対象とするものの総称。

#### 頻回受診

同一の医療機関を一定の程度を超えてたびたび受診すること。

#### 賦課限度額

1世帯に賦課する保険料(税)の上限額のこと。

#### 保健事業

被保険者の健康の保持増進などのために保険者が行う事業。主なものとして、健康相談、健康診査、健康教育などがある。

# 保健事業支援 · 評価委員会

学識経験者や地域の関係者などで構成し、都道府県国民健康保険団体連合会に設置される委員会で、国民健康保険を運営する市町村の保健事業実施計画の策定の支援及びPDCAサイクルに沿った保健事業の実施の支援を行うとともに、実施された保健事業の評価を行う。

#### 保険者

保険事業の運営主体のこと。

国民健康保険の保険者は、平成29年度までは、市町村と国民健康保険組合であったが、平成30年度(2018年度)からは、市町村とともに都道府県も保険者として、 国民健康保険を運営することになっている。

# 【ま行】

# メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)

内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高脂血・高コレステロールの症状のいくつかを複数併せもつ状態のこと。

放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こす。

## 【や行】

#### 四方式

所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の合算額で保険料(税)を算定する方式のこと。

#### 【ら行】

#### 療養費

やむを得ない事情のため、医療費の全額をいったん医療機関の窓口で支払った場合などに、世帯主からの支給申請に基づき、保険給付を行うもの。

#### レセプト

診療報酬明細書の通称で、保険医療機関などが保険者(市町村)に対して、診療報酬の請求をする際に、診療内容の明細を示すために作成して添付する書類のこと。

# ≪策定までの経緯≫

日 付	内容
平成29年 9月 8日	山口県国民健康保険運営協議会(第1回)
十八人 5 千	[山口県国民健康保険運営方針(素案)の審議]
平成29年10月 6日~	   市町への意見聴取を実施
平成29年10月20日	
平成29年10月 6日~	パブリック・コメント(県民意見の募集)を実施
平成29年11月 6日	ハノリック・コグンド(県氏息兄の券集)を美地
平成29年11月14日	山口県国民健康保険運営方針について諮問
	山口県国民健康保険運営協議会(第2回)
平成29年11月16日	[山口県国民健康保険運営方針(案)の審議]
	山口県国民健康保険運営方針について答申
平成30年 2月 5日	策定

# 【参考 山口県国民健康保険運営協議会委員名簿】

(区分毎に五十音順、敬称略)

区分	氏 名	所属団体及び役職等	備考
被保険者代表	古磯 孝子	柳井市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員	
	新田 芙美惠	宇部市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員	
	長山 保子	阿武町国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員	
保険医又は 保険薬剤師 代表	天艸 隆之	(一社)山口県薬剤師会 常務理事	
	上田 真三	(公社)山口県歯科医師会 常務理事	
	沖中 芳彦	(一社)山口県医師会 常任理事	
公益代表	内田 充範	山口県立大学社会福祉学部 社会福祉学科長	※ 会 長
	増成 直美	山口県立大学看護栄養学部 栄養学科 教授	
	守田 孝恵	山口大学大学院医学系研究科 看護学専攻長	
	崎村 健二	健康保険組合連合会山口連合会 常務理事	(~平成29年6月6日)
被用者保険等 保険者代表	岸本 浩司	健康保険組合連合会山口連合会 常務理事	(平成 29 年 6 月 7 日~)
	高橋 哲彦	全国健康保険協会山口支部 支部長	